

平成28年

第1回市議会臨時会 議案第5号

専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

平成28年5月25日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第118条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「または第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項または第34項」に改める。

附則第8条の3第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改める。

附則第8条の4第4項第5号中「費用」の後ろに「および令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第17条および第18条中「第20項」を「第19項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の4第4項第5号の規定は、平成28年4月1日

以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅または同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。